

## 保護義務者制度について

浅 沼 守 男 (豊 全国精神障害者家族会連合会)

### 1.はじめに

本日は、精神医療の改革と精神保健法の見直しにむけ、こんな素晴らしい会議に参加させて頂き有り難うございます。精神保健法も施行されて3年、精神障害者に対する諸施策も少しずつ改善されてきているように思います。

しかし、まだまた福祉の面では他の障害者の福祉に比べかなりの遅れがあり家族の多くはせめて他の障害者並みの医療と福祉の制度を確立したいものと全家連を中心としてその前進のための活動を進めている所です。

さて、本日のテーマである保護義務者制度ではありますが、精神保健法見直しの中での重要な検討課題であり、厚生省を始め、精神保健関連団体、専門の先生方が検討、ご研究を進めてようではありますが、私達家族は、その改善を期待しているところでありますが、家族の立場から私見を述べさせていただきます。

### 1.保護義務制度とは・何のための誰のための制度でしょうか

保護義務制度は精神障害者の医療・保護と人権を保証しようとするためとされています。本当にこの制度が患者さん達のために機能しているのでしょうか、少し言い過ぎかも知れませんが、精神障害者を不可解な存在、何をしでかすか分からない危険な存在として扱い、その責任は家族を中心とした古い家制度に置き社会防衛を前提とした精神病患者監護法以来の発想は払拭されているのでしょうか。憲法第13条は個人の尊厳を保証し、民法第1条の2は個人の尊厳と両性の平等を規定しています。たとへ親であるとはいえ成人である子息の意志を無視して管理監督する権限が許されるのでしょうか少なからぬ疑問を感じます。

### 2.何故 精神病患者だけ保護義務制度が必要なんのでしょうか

他の身体の傷害者や病者に保護義務制度は有りません、何故、精神病患者者にだけこんな制度があるのでしょうか、やはり精神障害者は危険だからでしょうか、親が自分の子息の病気や不幸を放置しておくのでしょうか、もしそんな親がいるとしたら、それにはまたそれなりの理由が別にあることではないのでしょうか。費用負担の事や自傷他害の場合の損害賠償など法的な面では民法の扶養義務条項(兄弟姉妹や3親等内の親族に酷ではあるが)や第714条『責任無能力者の監督責任』で担保されているのではないのでしょうか。

### 3. 親は、精神保健法が期待する保護義務機能を果たせるか ・

少し古くなりますが、昭和62年の全家連の調査に拠りますと、保護義務者の多くは両親であり、その約75%は60歳以上と高齢者が多くなっています。所帯収入では、年収200万円未満の家庭が41.4% 300万円未満では61%、年収100万円未満の家庭も17.7%もあります。しかも家族の健康状態はその38.7%の人達具合が悪いと答えており、この数字から見ても、もはや家族は、経済的にも体力的にも精神保健法が期待する保護義務機能を果たすことには厳しいように思います。親としては一日も早く病気を治したい、そのためには、治療を受けさせたり、医師の指示に従ったり、医療費を支払うといったことは可能かぎりすると思います。しかし、専門家でも予測できないという自傷他害の監督義務は、仮に家の中で不幸な事件にいたる状況になった場合でも関係機関への連絡通報すらできない状況になるのが実状ではないでしょうか。保護義務者の責任軽減のため何等かの改善措置を期待したいと思います。

また、医療保護入院の親の同意権ですが、体の病気の場合でも意識不明であれば本人の意志でなくとも入院を依頼することを思えば、精神の場合でも、こんな制度があってもとは思いますが、しかし、多くの場合、退院後の家庭内トラブルの原因の一つになっているようですし、しかも、患者にとっては人権に係る問題であり、家族必ずしも患者の利益代弁者ではありえないこともあります。特に優性保護法の優性手術や人口妊娠中絶の同意に至っては、両親といえどもこれを犯すはできません。できれば公正な第3者機関の裁定で決めるか、患者の人権を配慮した何等かの適切な手だてを検討して頂きたいとおもいます。

### 4. 患者さんのため家族の実態も配慮した実効性のある制度を ・ ・

精神障害者の保護義務制度は、精神保健法だけでなく、民法との絡みもありますし、専門の先生方の中でも、保護義務制度の廃止論、保護義務の一部緩和説、不幸な事故の場合の国家保証制度など、いろいろなご意見があります。私達、家族は決してその責任を回避しようとするものではありません。できることはしたい、患者のためになるなら何でもしてあげたい、しかし、私達家族の力にも限界があります。患者さん達を、一人の人間として社会で支えるために、医療、住まい、施設、所得、労働、地域支援システムなどの充実など、制度的な施策を推進してほしいと思います。

適切な医療が保証され、訓練の施設や住まいが保証され、所得と労働の機会が提供されるなら、それだけでも現行保護義務制度が期待する機能のかなり部分を補完することができるのではないのでしょうか。

##### 5.まとめにかえて

保護義務制度について、家族の立場から思いつくままお話をさせて頂きました。何分法律に疎い素人のことで、かなり乱暴な意見ではないかと思えます。しかし、ご承知の通り、精神障害者には福祉法もなく、社会から疎外されきた長い歴史があります。そして今なお、各省庁所管の法体系の中精神障害者の人権に係る資格制限、就労制限等を含む欠格条項も残されています。

私も、家族会活動に参加して10年、最近急速に増えてきた地域作業所2カ所の代表を務め、地域単位家族会から県連、全家連の役員をしています。確かに、一時に比べれば、精神障害者対策は前進しています。

しかし、息子は発病以来14年、年令も32歳なったが社会復帰の見通しはまだついておりません。私も70歳に後2年半、6年前に早期の胃がん手術で胃が殆どありません。私ばかりではありません私の作業所の通所メンバーは母親リュウマチで半身不随、父親は高齢で無職のため収入はなく母親の障害年金で細々と生活している家族もあります。

多くの家族には、深い悲しみと焦りを感じます。精神保健関係者の皆様のご理解とご協力をお願いしまとめにさせて頂きます。